

# 開発区域等に近接する擁壁の取扱いについて

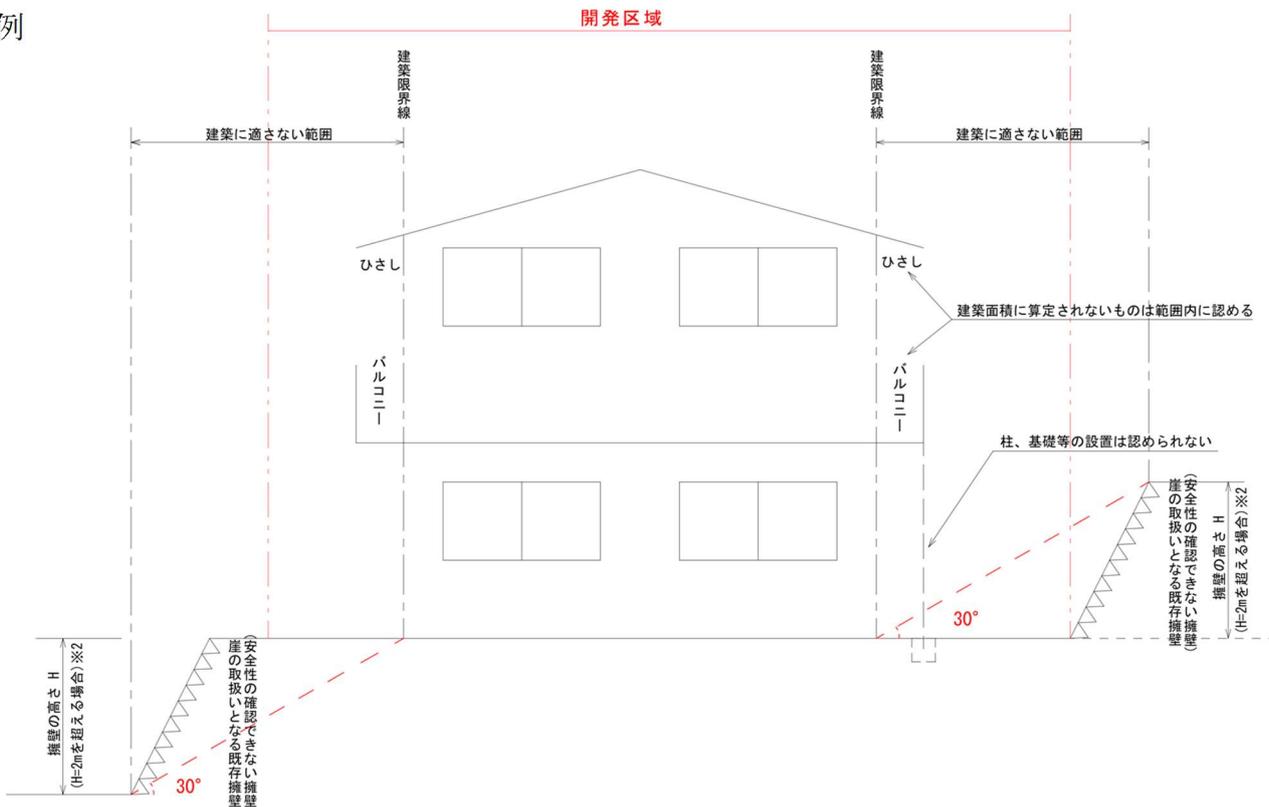
令和2年4月1日より、開発区域等に近接する擁壁の取扱いについて、下記のとおりとします。

安全性の確認が必要な擁壁の高さ<sup>※1</sup>は次のとおりとします。

1. 練石積み・コンクリートブロック積擁壁、重力式擁壁、又は、鉄筋コンクリート擁壁の場合は、擁壁の高さ<sup>※1</sup>が2.0mを超えるとき。
2. 空石積み擁壁（野面積み擁壁、玉石積み擁壁などを含む）、増積み擁壁、二段擁壁、又は、張出し床版付擁壁の場合は、擁壁の高さ<sup>※1</sup>が0.5m以上のとき。
3. 上記以外の擁壁の場合、又は、擁壁の老朽化や損傷が著しい場合は、建築指導課に相談してください。

※1 擁壁の高さとは、宅地造成等規制法施行令第1条第5項に準ずる高さをいいます。

例



※2 練石積み・コンクリートブロック積擁壁、重力式擁壁、又は、鉄筋コンクリート擁壁の場合。  
空石積み擁壁（野面積み擁壁、玉石積み擁壁など含む）、増積み擁壁、二段擁壁、及び、張出し床付擁壁の場合はH=0.5m以上。

（経過措置）令和2年4月1日以前に開発行為又は宅地造成の事前協議を開始したものについては、変更前の取扱いを適用します。

お問い合わせ先

周南市役所 都市整備部 建築指導課 開発指導担当

TEL：0834-22-8411 FAX：0834-22-3707